

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|---|--|
| 1 | <p>著しく低い労務費の判断基準について 著しく低い労務費か否かの判断基準は公表されますでしょうか。</p> | <p>著しく低い労務費か否かの判断基準は許可行政庁の内部基準となるため、公表される予定はありません。</p> |
| 2 | <p>公共工事の入札について 公共工事の入札では落札率が平均で90%となる自治体もありますが、建設業者の労務費が削られることになるのではないのでしょうか。</p> | <p>一般的に公共工事では、最低制限価格又は調査基準価格から予定価格の間の金額が競争性を兼ね備えた妥当な金額とされていますが、その間の金額の中で各企業が技能者の賃金（労務単価）を削って価格競争を行うのではなく、歩掛（生産性）等による競争をしていただくようお願いします。 ※「労務費に関する基準」の運用方針の方針1、4参照</p> |
| 3 | <p>新たなルールによる価格競争について 技能者の賃金を原資とした低価格競争から、歩掛、生産性の高さによる価格競争を行うことになるが、歩掛を低くした材料費等記載見積書が提出されてしまうのではないのでしょうか。</p> | <p>実際にその歩掛で施工できる理由について、説明できることが必要であり、無根拠に歩掛を割り引いて見積りをする事は「著しく低い労務費での見積り」として建設業法違反となるおそれがあります。 ※「労務費に関する基準」の運用方針の方針4参照</p> |
| 4 | <p>材料費等記載見積書について CCUSレベルが低い技能者を中心として構成される建設業者の労務費は、公共工事設計労務単価を下回る値を設定して見積もることになると思われるが、法令違反になるのでしょうか。</p> | <p>CCUSレベルが低い技能者を中心として構成される施工チームにおいても、適正な労務費は一人あたりの労務単価を技能者が従事している作業内容に対応する職種の公共工事設計労務単価を計算の基礎とした水準の額となり、これを下回る値を設定して見積もることは、建設業法違反となり得ることに留意する必要があります。 ※「労務費に関する基準」の運用方針の方針20参照</p> |
| 5 | <p>民間工事の材料費等記載見積書について 民間工事の材料費等記載見積書の内訳明示はどのように記載したらよろしいのでしょうか。</p> | <p>最低限になりますが、材料費、労務費、法定福利費（事業主負担分）、安全衛生経費、建退共掛金の項目を従前見積書に追加していただくようお願いします。 これについては、材料費等記載見積書の様式例やその記載要領をお示ししているため、ご活用をお願いいたします。 (https://roumuhi.mlit.go.jp/)</p> |
| 6 | <p>安全衛生経費について 材料費等記載見積書に内訳明示する安全衛生経費の率などの目安を示す予定はありますでしょうか。</p> | <p>建設工事の見積書作成時に記載する安全衛生経費について、率の形の目安を示す予定はありません。 安全衛生経費の算出については、「労務費ダンプを防止するための公共発注者向けガイドライン」のP14、「労務費に関する基準」の運用方針の方針35、56、国土交通省HPの建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて (https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html) などをご確認ください。</p> |

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|---|---|
| 7 | <p>見積りの対象となる技能者の範囲について</p> <p>主任技術者の資格を有する者が、担当する工事が無いため現場の技能者として施工に従事する場合、どのように見積（積算）すれば良いのでしょうか。</p> | <p>技術者（主任技術者）でなく、技能者として工事に従事するため、その作業内容に対応する職種の技能者としての単価を設定して見積もることになります。</p> <p>※「労務費に関する基準」の運用方針の方針6参照</p> |
| 8 | <p>見積りの対象となる技能者の範囲について</p> <p>「技術者」が「技能者」を兼ねる場合、人件費（労務費等）はどのように見積（積算）すれば良いのでしょうか。</p> | <p>「労務費に関する基準」に基づく見積りについては、各工事において実際に施工に従事する技能者を対象とすることになります。</p> <p>この際、一部の技能者は、施工管理を行う「技術者」としての役割を兼ねることもある（例：登録基幹技能者が下請の主任技術者となる場合等）が、これらの者についても、その名称にかかわらず、その者の施工分も含めて労務費を見積もることになります。また、技術者として従事した分は現場管理費等で、別途見積もることになります。</p> <p>※「労務費に関する基準」の運用方針の方針6参照</p> |
| 9 | <p>材料費等記載見積書について</p> <p>労務費、材料費、法定福利費、安全衛生経費、建退共等に係る掛金を内訳明示した材料費等記載見積書の作成は努力義務でしょうか。</p> | <p>材料費等記載見積書の作成はあくまで努力義務であり、義務はありませんが、技能者の担い手確保や処遇改善といった改正法の趣旨をご理解いただき、労務費等を内訳明示した見積書の交付・尊重等の新たな商慣行の定着に向け、ご協力をお願い致します。</p> <p>なお、公共工事の場合は、労務費等を内訳明示した「入札金額内訳書」の提出が義務であることに留意が必要です。</p> <p>これについては、材料費等記載見積書の様式例やその記載要領をお示ししているため、ご活用をお願いいたします。（https://roumuhi.mlit.go.jp/）</p> |
| 10 | <p>平均的な年収について</p> <p>公共工事設計労務単価相当の単価で賃金をもらおうと仮定すると、平均的な技能者の年収はCCUS レベル年収ではどのレベルになるのでしょうか。</p> | <p>職種によって異なるものの、概ねCCUSレベル2と3の中間程度の技能者の賃金水準と同等の値となります。</p> <p>※「労務費に関する基準」の運用方針の方針20参照</p> |
| 11 | <p>「安全衛生経費」の算出について</p> <p>入札時に提出するための安全衛生経費を算出するにあたり、参考となる資料や算出手順などがございましたら、ご展開いただけませんか。</p> | <p>安全衛生経費の算出参考となる資料や算出に当たっての留意事項については、「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」のP14、「労務費に関する基準」の運用方針」の方針35、56、国土交通省HPの建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて</p> <p>（https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html）</p> <p>などをご確認ください。</p> |